

戸籍謄本等の不正取得時の対応及び事前登録型
本人通知制度の一部見直しについて

1. 不正取得型本人通知制度について

1) 要領の要綱化

「亀岡市戸籍謄本等不正取得に係る対応要領」を「亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱」として告示することにより、広く制度を周知させ抑止効果の向上を図る。

2) 筆頭者・世帯主死亡時の通知対象者の見直し

戸籍謄本又は住民票の謄本の写し等が不正取得された場合、筆頭者・世帯主が死亡時は、通知しないとしていたが、不正取得された戸籍謄本等記載の家族に通知する。

3) 職務上請求書等関係文書の開示手続きの迅速化

亀岡市情報公開事務取扱要領及び亀岡市個人情報取扱要領に定める手順により開示請求、開示決定の手続きを行うことから、面談時に開示請求されてもその場で開示することが出来なかった。

不正請求を受けた被害者救済の観点に立った十分な説明責任を果たすため、亀岡市情報公開事務取扱要領等の一部を読み替えることで、速やかな開示手続きを行う。

2. 事前登録型本人通知制度について

1) 情報公開の開示項目の拡大

開示項目の範囲を拡大し、八士業からの職務上請求については、弁護士等の業務としての密行性があるもの以外については、職印の陰影以外は開示する。（但し、利用目的については、第三者の個人情報が含まれていない場合のみ開示する。）

根拠としては、八士業は個人事業主であり亀岡市個人情報保護条例の対象外（条例第2条第1項第3号イ）であることから。

2) 開示手続きの迅速化

第三者請求があった場合の本人通知により、個人情報の開示請求が行われる場合があるが、速やかに開示することが出来ない。

不正取得型本人通知制度と同様に、亀岡市個人情報取扱要領の一部を読み替えることで、速やかな開示に手続きを行う。

添付資料

- | | |
|-----|------------------------|
| 資料1 | 本人通知制度の概要 |
| 資料2 | 不正取得型本人通知制度の見直し内容 |
| 資料3 | 不正取得型本人通知等開示請求時対応手順（案） |
| 資料4 | 八士業による職務上請求書の開示基準（案） |

本人通知制度の概要（現行）

	不正取得型本人通知制度	事前登録型本人通知制度
根拠規定の名称	亀岡市戸籍謄本等不正取得に係る対応要領（内規）	亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）
制定年月日	平成21年5月1日実施（平成25年3月15日一部改正）	平成25年9月1日実施
制度概要	住民票の写し等が偽りその他不正の手段により請求され交付した場合に、不正取得された者にその事実を通知し、あわせて不正取得した者に抗議を行う制度。	法令に基づき住民票の写し等を代理人、特定事務受任者（いわゆる八土業）等の第三者に交付した場合に、事前に登録した者にその事実を通知する制度。
対象とする証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（削除されたものを含む。） ・ 戸籍の附票の写し（削除されたものを含む。） ・ 戸籍謄本・抄本（除かれたものを含む。） ・ 戸籍に記載した事項に関する証明書（除かれたものを含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（削除されたものを含む。） ・ 住民票に記載をした事項に関する証明書（削除されたものを含む。） ・ 戸籍の附票の写し（削除されたものを含む。） ・ 戸籍の謄本又は抄本（除かれたものを含む。） ・ 戸籍に記載した事項に関する証明書（除かれたものを含む。） ・ 磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面
通知の対象者	抄本の場合は被取得者本人、謄本の場合は筆頭者又は世帯主。ただし、筆頭者又は世帯主が死亡の場合は通知しない。	本市の住民基本台帳、戸籍の附票又は戸籍に記載されている者であって、本人の申請により本人通知制度の利用の登録をされた者
通知の方法	通知対象者にあらかじめ不正取得があったことを文書で通知し、本人が希望する場合は面談等により詳細を説明する。	事前登録者の住民票等の写し等の第三者請求があった場合、文書で通知する。（郵送）
関係資料の開示手順	亀岡市情報公開事務取扱要領及び亀岡市個人情報保護事務取扱要領の定めるところによる。	同左

不正取得型本人通知制度の見直し内容

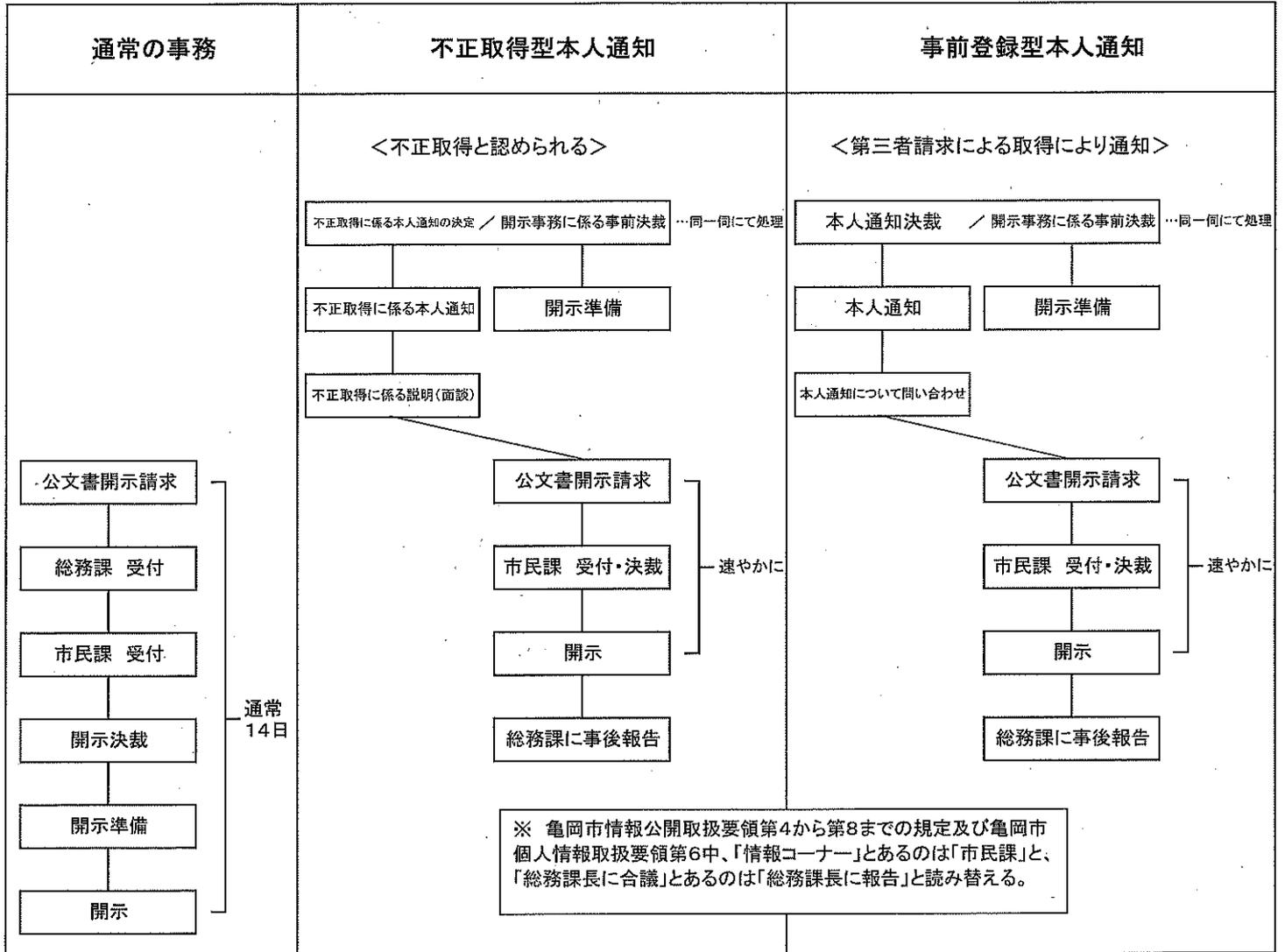
1 不正取得型本人通知制度

区分	現行	見直し案
対象とする証明書	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（削除されたものを含む。） 戸籍の附票の写し（削除されたものを含む。） 戸籍の謄本又は抄本（除かれたものを含む。） 戸籍に記載した事項に関する証明書（除かれたものを含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（削除されたものを含む。） <u>住民票に記載をした事項に関する証明書（削除されたものを含む。）</u> 戸籍の附票の写し（削除されたものを含む。） 戸籍の謄本又は抄本（除かれたものを含む。） 戸籍に記載した事項に関する証明書（除かれたものを含む。） <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面</u> <u>戸籍の届書に記載した事項に関する証明書</u>
不正取得の認定要件	<p>(1) 住基法第47条第2号、戸籍法第133条違反の判決が確定し、又は不正取得とみなすことが相当と認められる場合</p> <p>(2) 不正請求の蓋然性の高い職務上請求書（偽造されたもの等）により取得された場合</p>	<p>(1) 住基法第47条第2号、戸籍法第133条又は第134条違反の判決又は決定が確定した場合</p> <p>(2) 関係機関から偽造又は紛失の通知があった職務上請求書により取得された場合</p> <p>(3) その状態から前2号と同一の事件である蓋然性が高いと認められる場合</p>
抗議等の内容	文書により抗議を行い、不正取得した戸籍謄本等の返還を求めめる。	文書により抗議を行い、不正取得した戸籍謄本等の返還並びに不正取得の目的及び使途に関する報告を求めめる。
通知の対象者	抄本の場合は被取得者本人、謄本の場合は筆頭者又は世帯主（筆頭者又は世帯主が死亡の場合は原則として通知しない。）	抄本の場合は被取得者本人、謄本の場合は筆頭者又は世帯主（筆頭者又は世帯主が死亡の場合は謄本に記載された家族のうち適当と認める者）
通知の方法	通知対象者にあらかじめ不正取得があったことを文書で通知し、本人が希望する場合は面談等により詳細を説明する。	(変更なし)
説明の内容	<p>(1) 不正取得の事実関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務上請求書による取得内容 不正取得が行われた時期 不正取得された個人情報の種類 不正取得者の氏名・住所 <p>(2) 保有個人情報の開示請求の方法</p>	<p>(1) 通知を行う理由</p> <p>(2) 不正取得の事実関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正取得された請求の種類・通数 不正取得が行われた時期 不正取得者の氏名・住所 <p>(3) その他必要と認める事項</p>
関係資料の開示手順	<p>亀岡市情報公開事務取扱要領及び亀岡市個人情報保護事務取扱要領の規定による。</p>	<p>亀岡市情報公開事務取扱要領及び亀岡市個人情報保護事務取扱要領の規定を準用する。ただし、同要領中「情報コーナー」とあるのは「市民課」と読み替えることにより、開示請求書の受付から開示に至る事務を市民課で行う。</p>
関係規定	<ul style="list-style-type: none"> <u>亀岡市戸籍謄本等不正取得に係る対応要領（内規）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要領（告示）</u> <u>亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要領（内規）</u>

2 事前登録型本人通知制度

区分	現行	見直し案
職務上請求書の開示範囲	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的（個人情報に該当する部分を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的（個人情報に該当する部分を除く。） <u>請求者の事務所の所在地、事務所名、氏名、登録番号、電話番号</u>
関係資料の開示手順	<p>亀岡市情報公開事務取扱要領及び亀岡市個人情報保護事務取扱要領の規定による。</p>	<p>亀岡市情報公開事務取扱要領及び亀岡市個人情報保護事務取扱要領の規定を準用する。ただし、同要領中「情報コーナー」とあるのは「市民課」と読み替えることにより、開示請求書の受付から開示に至る事務を市民課で行う。</p>
関係規定	<ul style="list-style-type: none"> <u>亀岡市事前登録型本人通知制度に係る住民票の写し等の交付請求書の開示事務取扱要領</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>亀岡市事前登録型本人通知制度に係る住民票の写し等の交付請求書の開示事務取扱要領</u>

不正取得型本人通知等開示請求時対応事務手順(案)



八士業による職務上請求書の開示基準(案)

項 目	現 行	改正案
① 依頼者の氏名又は名称	×	×
② 利用目的	○※	○※
③ 請求者の事務所所在地	×	○
④ 請求者の事務所所名	×	○
⑤ 請求者行政書士名	×	○
⑥ 請求者の職印	×	×
⑦ 請求者の登録番号	×	○
⑧ 請求者の電話番号	×	○

○※ 第三者の個人情報が含まれていない場合のみ開示

<参考>

亀岡市個人情報保護条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 — 省略 —
- (2) 事業者 — 省略 —
- (3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法人等の事業情報に含まれるその役員に関する情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (4) 保有個人情報 — 省略 —
- (5) 個人情報ファイル — 省略 —